

大規模小売店舗立地法の特例区域の指定について

1 大規模小売店舗立地法特例区域

大規模小売店舗立地法の特例区域は、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地において、大規模小売店舗の新設等の手続きの緩和が適用される区域。

特例区域内では、新規出店や店舗拡張などに伴う手続きが不要になるため、大型店が出店しやすくなる。

(1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

認定中心市街地において、区域の全部又はその一部を特例区域に指定するもの。

○認定中心市街地

中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」に定められた中心市街地。

○適用除外となる手続き

- ・新設又は変更の届出及び実施の制限(8か月制限)
- ・説明会の開催、住民等の意見聴取、県等の意見手続き等
- ・承継の届出
- ・報告の徴収

※ ただし、手続きは不要となるが、特例区域内に大型店を設置する者は、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をし、大型店を維持、運営するよう努めねばならず、また、大型店における小売業者も、設置者が行う大型店の維持、運営に協力するよう努めなければならないとされている。

(2) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

中心市街地の区域の全部又はその一部の区域を指定するもの。

○中心市街地

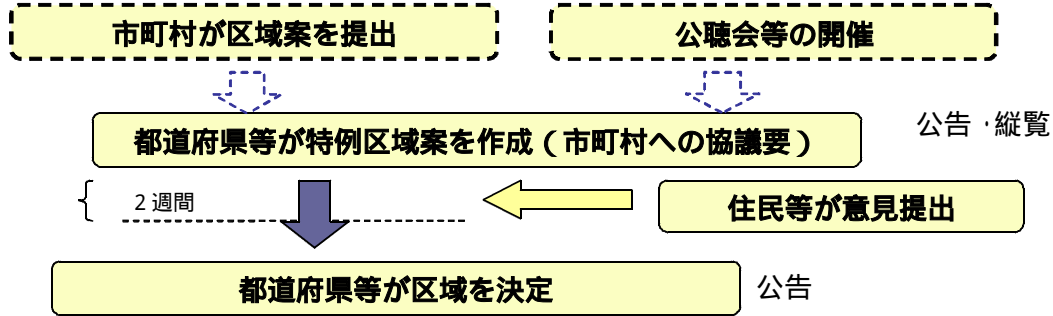
中心市街地の活性化に関する法律第2条に規定する中心市街地の定義に合致する中心市街地。

○適用除外となる手続き

- ・新設又は変更の実施の制限(8か月制限)
- ・住民等の意見聴取、県等の意見手続き等
- ・交通、騒音等の配慮事項に関する添付書類の提出

大規模小売店舗立地法特例措置スキーム(概要)

1. 特例区域の指定(概要)



* 第一種・第二種特例区域の指定・変更・廃止の手続とも同じ。
(第一種特例区域については、国が中活基本計画を認定した場合にのみ指定可能。)

2. 区域指定後の大店立地法の手続(概要)

公告日以後以下の特例が適用。

(1) 第一種特例区域

大店立地法の新設及び変更等に関する手続きが不要。

(2) 第二種特例区域

届出及び説明会の開催のみで出店が可能。

